



## 情報ボックス

### 2019年の出生数86万4000人 統計開始以来はじめての90万人割れ

厚生労働省が2019年の人口動態統計の年間推計を公表

厚生労働省人口動態・保健社会統計室は昨年12月24日、2019年の人口動態統計の年間推計を公表した。

それによると、2019年の出生数（国内で誕生した日本人の子どもの数）は86万4000人で、1899年の統計開始以来はじめて90万人を割り込む見通しとなった。前年の確定数91万8400人から約5万4000人の大幅減。4年連続で過去最少を更新した。出生数の大幅減は、婚姻数の減少や出産適齢期の女性人口の減少などが要因とされている。

一方、死亡数は137万6000人と戦後最多で、自然減は51万2000人とはじめて50万人を超えた。

### 地域共生社会に向けた包括的連携体制構築には ネットワークスキルを有する健康部門に期待

第78回日本公衆衛生学会総会のミニシンポジウムで討議

第78回日本公衆衛生学会総会が昨年10月23日から3日間、高知市で開催され、ミニシンポジウム2では「地域共生社会に向けた保健活動の展開」をテーマに討議がなされた。

座長の東京都健康長寿医療センター研究所社会参加と地域保健研究チームの藤原佳典氏と国立保健医療科学院国際協力研究部の大澤絵里氏は、厚生労働科学研究費「包括的支援体制構築に向けた市町村保健センターと他分野の連携に関する研究」班の代表と班員。同研究班では、都道府県や政令市など61自治体経由で実施した全国の保健センターへの1次アンケート調査等で掘んだ分野間の互恵的ネットワークを特徴とする103事例の中から、20市町村、28件の好事例を把握し、2次ヒアリング調査で保健センターが他分野と連携する際のプロセスや要件等を抽出。同研究班員でもあるシンポジストからは、そこで共有された知見等が報告された。

東京大学高齢社会総合研究機構の村山洋史氏は、同研究から見えたことについて述べ、103事例の66.7%が保健センターから連携を持ちかけ、73.5%が保健センターが連携の中心を担っており、連携先は市内では子育て部門（38.2%）、高齢者部門

（32.4%）、庁外では住民組織（52.0%）が多かったと報告。2次ヒアリング調査では、保健センターが俯瞰的な立ち位置で庁内外の資源を組み合わせ、多様な組織を連携させていたとし、好事例として、足立区の糖尿病対策でベジファーストな行動がとれる社会環境整備を目指す「ベジタベライフ事業」を取り上げ、若い世代に「ちょい増し野菜」メニューや野菜商品を販売するファミレスやコンビニ、ベジタベ料理等を提供する「ベジタベライフ協力店」への登録を営業社員が顧客に促進する信用金庫、野菜料理がつかれるように保育所や小中学校に調理実習を組み込んだ教育委員会などと連携体制を組んだ取り組みを紹介。「それまでの自殺対策等での連携体制や成功体験を基盤とし、横串でなく、衛生部門が動けば連携先も動き出すような連携をイメージして体制を構築し、各課の事業等が健康の視点で提供されるようにアプローチしていた。若い男性が利用するコンビニ等と連携するなど、行政では届かない部分を企業等がアプローチする環境づくりも行っていった」とした。また、相模原市緑保健センターのウォーキングを中心とした「楽しむ健康づくり推進事業」では、住民組織に事業を委託していたが、その高齢化等に合わせて委託をやめ、直営事業にしつつも緩やかな関係性を維持し、「時代に合わせた活動になるよう大学などの新たな組織につなげるといった支援も行っていった」と説明。その上で、初動、組織行動の形成、行動能力の構築、行動計画、実行、洗練、制度化・組織化といった要素からなる「Stage of coalition developmentモデル」を紹介した。これらを踏まえ、「保健センターは、必要な組織の巻き込み、健康の視点での意識統一、組織での対応、行政データの活用、行政という顔を活かした連携を行っていた」と総括。また、「保健センターは地域保健法にもとづいて設置されているが、運営は自治体に委ねられており、良い意味での柔軟性がある。そういった柔軟性が多様な連携体制の構築を可能にしているのではないかと指摘した。

武蔵野大学看護学部の中板育美氏は、「包括的相談支援体制の構築に向けて機能する市町村保健師の技術に関する検討」と題して報告。ほぼすべての事例で、地域診断をしていた、行政計画の策定に参画して意図的に学校や企業等との連携が容易に進むよう関わっていた、複数の行政計画を横断して分野やライフステージを超えた地域づくりを推進していた、既存の住民の活動等を制度化・施策化してやりがいを生み出し活動の定着を図っていた、トップダウンと既存の活動を目的に照合させるボトムアップの手法を使い分けて横展開させていたといった特徴

を抽出。従前の義務的な予算だけに固執せず、あくまで課題にもとづいて目標を据え、組織的な理解のもとに取り組みを企画・推進する技量を発揮していることが推察されたと述べた。各事例では、社会的弱者、格差の縮小にも関心が寄せられ、対象者の生活を理解した上で、必要な連携先を巻き込むといった工夫がなされており、共生社会づくりの理念が意識されていたと指摘。さらに、「インタージェネレーションの概念が根づいており、人を階層別に取り扱っていないことがうかがわれた」とも強調した。連携に向けての保健師の機能については、「生活の場に入り込み、人の健康とセーフティネットをつくっていた。個人と個人、個人と社会、組織と組織をつなぎ、施策をつくり、各種計画等も利用しながら、普遍化していた。つまり、地域づくりを健康という側面からソーシャルワーク的に体現するという役割を担っていた」と評価。統括的立場の保健師が果たした役割については、「行政計画への参画とともに、部署間の連携を促進できる職員配置の提案など、管理職の立場を活用して市政全体を俯瞰し、政策や地域がどのように動いているかを見て、組織横断的な連携体制の構築を図っていた」と分析した。

京都市左京区役所保健福祉センター長で副区長の瀬口正夫氏は、「地域共生社会に向けた職種間・分野間連携における事務系管理職トップとしての戦略」と題し、「左京・健康なまちづくりプロジェクト」の一環でスタートさせた定年後男性の社会参加を促す「左京からだの学校」について説明した。

討論では、会場から千葉大学予防医学センターの近藤克則氏が「優良事例だけでは上手く広がらないのが現実。上手くいかなかった事例をもとに、どこをどう工夫・改善したら自走するのか、乗り越えたきっかけなどを教えてほしい」と質問。「左京からだの学校」の担当保健師は、「連携先の部署は健康づくりは個人の嗜好でお節介だと反対もしたが、定年男性の健康度が低下すると、本人や家族だけでなく、社会保障制度を含め、地域全体に影響が出ると繰り返し説明し、専門職だけでは広がりには欠けるので、一緒に活動してほしいと依頼した」と回答。瀬口氏も、「健康を損なってからでは遅いと伝えたところ、区役所全体で関わらなければならないと区長がリーダーシップを発揮し、連携体制を敷いて取り組めた」と述懐した。村山氏は、「連携先が増えれば、アプローチが多様になり、行政の保健事業だけよりカバー率が上がる利点がある」とし、中板氏は「届けるべき人の向こうにいる人たちにも届けるには、住民に担い手になってもらうことが重要」と強調した。

座長の藤原氏は、「健康部門は行政の多部署や地

縁団体、NPOなどのステークホルダーのネットワークづくりが得意。例えば子育て世代の支援ボランティアは高齢者が多く、高齢部門との連携促進が重要な役割となる。健康部門がキーとなる」と期待を寄せた。一方、同じく座長の大澤氏は、「最終報告書には、上手くいかなかったことをどのように乗り越えたかも含め、コントラストをつけてまとめたい」と締めくくった。

### 包括的支援体制の整備で「新たな事業」 断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を柱に 厚生労働省が地域共生社会推進検討会の最終報告書を公表

厚生労働省社会援護局は昨年12月26日、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」の最終報告書を公表した。

報告書では、福祉政策の新たなアプローチとして、①具体的な課題解決を目指すアプローチ、②つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）を両輪とすることが必要とし、伴走型支援においては、「専門家が時間をかけてアセスメントを行い、課題を解きほぐすとともに、本人と世帯の状態の変化に寄り添う継続的な支援（専門家による伴走型支援）」と「地域の居場所等におけるさまざまな活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる地域住民同士の支え合いや緩やかな見守り」の2つの視点が不可欠とした。市町村における包括的な支援体制の整備のあり方については、①断らない相談支援（本人・世帯の属性にかかわらずに受け止める）、②参加支援（地域資源を活用しながら就労支援、居住支援などを提供し、社会とのつながりを回復する）、③地域づくりに向けた支援（地域社会からの孤立を防ぎ、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す）を一体的に行う「新たな事業」を創設すべきとし、これらの機能を後押しするため、地域支援事業や地域生活支援事業などの既存制度も活用した一括交付などの財政支援を求めた。

市町村が「新たな事業」を実施する場合には、地域福祉計画の記載事項とすることとし、既存の会議体等を活用し、多機関・多職種が集って情報共有や協議などをする「会議体」を整備することとした。また、都道府県においても、市町村の支援などの包括的支援体制構築における役割を地域福祉支援計画の記載事項とすることとした。

「新しい事業」を規定する社会福祉法改正案を次期国会に提出し、令和3年度に施行する方針。

（記事提供＝株式会社ライフ出版社）

